

仙台市感染症危機対策本部運営要綱

(令和8年2月20日危機管理局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月作成。以下「市行動計画」という。）に基づく仙台市感染症危機対策本部（以下「感染症危機対策本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に感染症危機対策本部を設置する。

- (1) 国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、これを受け、宮城県が法第22条第1項に基づき都道府県対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合
- (2) 法第32条第5項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされ、法第37条に基づき仙台市新型インフルエンザ等対策本部（法第34条第1項に基づき設置する「仙台市新型インフルエンザ等対策本部」のことをいう。以下「市新型インフルエンザ等対策本部」という。）を廃止した場合において、政府対策本部及び県対策本部が設置されているとき
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に感染症危機対策本部を廃止する。

- (1) 法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、法第34条第1項の規定に基づき、仙台市新型インフルエンザ等対策本部を設置する場合
- (2) 国が法第21条第1項に基づき政府対策本部を廃止し、これを受け、宮城県が法第25条に基づき県対策本部を廃止した場合において、本市でも新型インフルエンザ等対策のための本部体制を維持する必要がないと認めるとき

3 市長は、感染症危機対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知するものとする。

(所掌事務)

第3条 感染症危機対策本部は、政府対策本部及び県対策本部が設置されており、かつ、市新型インフルエンザ等対策本部を設置していない場合に、本市が実施する市域内に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第4条 法第35条及び仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年仙台市条例第33号。以下「条例」という。）第2条の規定は、感染症危機対策本部の組織について準用する。

(感染症危機対策本部の副本部長等)

第5条 仙台市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年6月10日危機管理監決裁。以下「要綱」という。）第3条の規定は、感染症危機対策本部の副本部長等について準用する。この場合において、要綱第3条第1項中「条例第2条第2項」とあるのは、「前条において準用

する条例第2条第2項」と、同条第3項中「条例第2条第3項」とあるのは、「前条において準用する条例第2条第3項」と、同条第7項中「次条に規定する本部員会議」とあるのは、「第6条に規定する感染症危機対策本部員会議」と読み替えるものとする。

(感染症危機対策本部員会議)

第6条 条例第3条及び要綱第4条の規定は、感染症危機対策本部員会議について準用する。この場合において、条例第3条第2項中「法第35条第4項」とあるのは、「第4条において準用する法第35条第4項」と読み替えるものとする。

(部)

第7条 感染症危機対策本部に、部及び班を置き、その構成、運営等については、条例第4条第2項から第4項及び要綱第5条の規定を準用する。この場合において、要綱第5条第1項中「条例第4条第1項に定める部」とあるのは、「感染症危機対策本部に置く部」と読み替えるものとする。

(部長の任務)

第8条 部長は、部内における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(区感染症危機対策本部)

第9条 感染症危機対策本部に、区感染症危機対策本部を置き、その運営等については、要綱第6条の規定を準用する。

(区感染症危機対策本部員会議)

第10条 要綱第7条の規定は、区感染症危機対策本部員会議について準用する。

(区本部長の任務等)

第11条 要綱第8条の規定は、区本部長の任務等について準用する。

(事務局)

第12条 感染症危機対策本部に感染症危機対策本部事務局、区感染症危機対策本部に区感染症危機対策本部事務局を置く。

2 感染症危機対策本部事務局及び区感染症危機対策本部事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(応援職員の派遣)

第13条 要綱第10条の規定は、感染症対策本部における応援職員の派遣について準用する。この場合において、要綱第10条第2項中「他の部又は区本部」とあるのは、「他の感染症危機対策本部に置く部または区感染症危機対策本部」と読み替えるものとする。

(被害状況等の報告)

第14条 部長等は、それぞれの分掌事務に係る対応状況、被害状況等について、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 対応状況、被害状況等の報告に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、感染症危機対策本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。